

令和 6 年度第 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 6 年 4 月 1 6 日

担当部・課：産業部観光政策課

牡鹿総合支所地域振興課〔内線 2 5 2〕

①件 名		
石巻市牡鹿地域拠点エリア地内の市有地の譲与について		
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
<p>【背景】 石巻市牡鹿地域拠点エリアについては、防災集団移転促進事業により買収した土地に「観光物産交流施設」及び「おしかホエールランド」と併せ、環境省の直轄事業により「牡鹿半島ビジターセンター」、「中駐車場」及び「東屋」が整備され、拠点エリアの充実による地域の経済効果に大きく寄与している。</p> <p>環境省により整備された「中駐車場」については、「牡鹿半島ビジターセンター」の来館者だけでなく、一続きの屋根で一体的に整備された「観光物産交流施設」や「おしかホエールランド」の来館者も利用しており、「東屋」については、金華山や網地島への航路利用者の休憩所としても利用されている。</p> <p>【目的】 「観光物産交流施設」及び「おしかホエールランド」と連動し、賑わいある街並みの形成に寄与できる施設として整備された「牡鹿半島ビジターセンター」、「中駐車場」及び「東屋」の敷地に係る市有地を、環境省に譲与する。</p>		
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
<p>【根拠法令】 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成 1 7 年 4 月 1 日条例第 6 8 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>		
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
平成 2 9 年	1 月	鮎川港まちづくり協議会打合せ会開催
	～ 6 月	
平成 3 0 年	5 月	ビジターセンター管理運営に関する打合せ会開催
平成 3 0 年	6 月	ビジターセンター運営協議会準備会開催
	～ 3 1 年 3 月	
平成 3 0 年	9 月	牡鹿半島ビジターセンター等敷地を行政財産目的外使用許可
平成 3 1 年	4 月	ビジターセンター運営協議会設立総会開催
令和 元年	1 0 月	牡鹿半島ビジターセンター開館 観光物産交流施設(cottu) 開館
令和 2 年	7 月	おしかホエールランド 開館
令和 3 年	8 月	政策調整会議（牡鹿半島ビジターセンター用地取得について）
令和 5 年	8 月	財産処分承認申請（防災集団移転促進事業（移転促進区域内の宅地及び農地の買取に関する事業）
	1 0 月	財産処分承認申請（防災集団移転促進事業（市街地復興効果促進事業））

⑤主な内容	
環境省が直轄事業により整備した「牡鹿半島ビジターセンター」、「中駐車場」及び「東屋」敷地に係る市有地を環境省に譲与するもの。	
1 譲与する財産	土地 所在地：石巻市鮎川浜南35番1 外9筆 面積：4,424.60㎡ うち 防災集団移転促進事業により買収分：3,664.43㎡ 既存の市有地：760.17㎡
2 譲与の相手方	環境省東北地方環境事務所
3 使用目的	「牡鹿半島ビジターセンター」、「中駐車場」及び「東屋」の敷地として
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
【影響・効果】 無償で譲与する場合は、防災集団移転促進事業により買収した土地について、財産処分に係る国庫返納が不要となるほか、既存市有地に関しても、盛土造成工事分の復興交付金の国庫返納及び分筆登記に関する費用が不要となり新たな財政負担は発生しない。	
⑦他の自治体の政策との比較検討	
<ul style="list-style-type: none"> ・みちのく潮風トレイル 名取トレイルセンター（名取市：譲与） ・国立復興国立公園 南三陸・海のビジターセンター（南三陸町：有償譲渡） 	
⑧今後の予定及び施行予定年月日	
令和6年	4月 覚書締結 9月 市有財産譲与契約締結 10月 環境省東北地方環境事務所へ譲与
⑨その他	